

軽油引取税免税証(農業用)交付申請の集合受付について

- 免税証(農業用)の交付を希望する方は、必要書類をご用意のうえ、次の会場で申請手続きをしてください。
- お住まいの地域以外の会場でも申請することができます。
- 総合県税事務所山本支所での受付は、令和2年2月3日から行います。ただし、支所受付分の交付は、集合受付分よりも遅くなりますので、できるだけ次の会場で申請手続きをしてください。

●受付日程

地域	受付日	時間	会場
旧二ツ井町 藤里町	令和元年12月19日(木)	10:00～11:30	能代市二ツ井町庁舎 2階 大会議室
旧能代市内	令和2年1月28日(火) // 29日(水)	13:00～15:00	山本地域振興局 3階 大会議室

●必要書類等一覧表

書類等	手続					備考
	新規	更新	継続	機械追加		
免税軽油使用者証		○	○	○		
免税軽油使用者証交付申請書	○	○			交付時に秋田県証紙(400円分)が必要。	
誓約書	○	○				
機械の販売証明書	○	※		○	※機械の追加・入替があれば必要。	
免税証交付申請書	○	○	○	○		
耕作証明書	○	○	○	○	農業委員会が交付したものに限り。	
免税軽油の引取り等に係る報告書		○	○	○		
軽油の納品書または販売証明書		○	○	○		
未使用の免税証		○	○	○		
ハンコ	○	○	○	○		

【注意】

- ① 午前の受付よりも、午後の受付の方が混雑が少なく、比較的短い時間で手続をすることができます。
- ② 申請書等を記入していない場合、受付は後回しになりますので、必ず記入した上でお越しください。申請書等をお持ちでない方は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ③ 令和2年の耕作期間中に使用者証(厚紙)の有効期間が過ぎる場合は、更新申請が必要です。
- ④ 共同申請には、全員分のハンコと耕作証明が必要です。使用者の加入または入れ替えがある場合は、更新申請が必要になります。

※ インターネットからは「秋田県 免税軽油」で検索してください。申請手続きについてご案内しております。また、一部の様式をダウンロードできます。

【お問い合わせ先】 秋田県総合県税事務所 課税第二課 秋田市山王4-1-2 TEL 018-860-3341

スタンプは全部で8種類

キャンペーンや生活に役立つ情報が届く!

友だち登録&アンケート回答でもらえる
JA共済 テレビCM出演中!

有村架純&浜辺美波の 限定LINEスタンプ

1 QRコードを読み込む

2 アンケートに回答

3 スタンプGET!

11月8日 11時頃よりダウンロード開始!
期間: 2019年11月8日~2020年4月23日23:59